

障害福祉関係ニュース 平成28年度14号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算347号
(平成29年3月17日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 これからの精神保健医療福祉施策の方向性を『これからの精神保健医療福祉のあり方検討委員会』座長の樋口輝彦氏に訊く！！ …P. 1
～平成28年度 第2回 障連協セミナーを開催します～
- 2 厚生労働省「第84回社会保障審議会障害者部会」が開催される …P. 2
- 3 厚生労働省「主管課長会議」が開催される …P. 8
～障害保健福祉関係（3月8日）、社会・援護局関係（3月2日）～
- 4 内閣府「障害者政策委員会」（第32回）が開催される …P. 17
～障害者基本計画（第4次）の骨格案について示される～

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. これからの精神保健医療福祉施策の方向性を『これからの精神保健医療福祉のあり方検討委員会』座長の樋口輝彦氏に訊く！！
～平成28年度 第2回 障連協セミナーを開催します～

来る3月28日（火）10：30より、平成28年度第2回障連協セミナーを全社協・新霞が関ビル5階会議室において開催いたします。

全社協 障害関係団体連絡協議会（会長 橘 文也）が主催して定期的に開催している本セミナーにおいて、今回は、「今後の精神保健医療福祉施策の方向性を展望する～『これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書』を中心に～」をテーマとし、同検討委員会座長の樋口輝彦氏をお招きし、お話をうかがうこととしています。

これから将来に向けての精神保健医療福祉施策は、同報告書に基づき改正等が行われることとなっており、今回のセミナーでは、報告書の取りまとめを行った同氏（一般社団法人日本うつ病センター理事長、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター名誉理事長）より、報告書を取りまとめられての感想や報告書内容の概要、また、今回の議論をふまえて考える今後の精神保健医療福祉施策のあり方や展望について直接お話を伺うことのできる貴重な機会となっています。是非ともご参加くださいますようお願いいたします（別紙(p.21)「参加申込書」にてお申込みください）。

【平成28年度第2回 障連協セミナー 開催概要】

日 時：平成29年3月28日（火）10：30～12：00

会 場：全社協・新霞が関ビル5階「第4・5会議室」

参加費：1,000円

問合せ先：全国社会福祉協議会

高年・障害福祉部 障害関係団体連絡協議会事務局 山崎・柏田 TEL03-3581-6502

2. 厚生労働省「第84回社会保障審議会障害者部会」が開催される

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第84回が平成29年2月22日（水）に開催されました。

なお、後述の「（3）これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の報告書」については、報告書に基づいた「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」が、障害者部会終了後の2月28日に閣議決定され、今通常国会に提出されています。

また、障害者部会にて参考資料として配布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」についても、3月3日に閣議決定され、今通常国会に提出されています（後述）。

以下、第84回部会で協議された主な内容です。

（1）「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」について

はじめに、厚生労働省内山障害福祉課長より、2月7日に閣議決定し、現在、開会されている第193回国会（常会）に提出されている「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」について説明がありました（障害福祉関係ニュース346号参照）。

同法案に記載の「共生型サービス」について、この共生型サービスを位置付けることにより、平成27年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書の中でも提起された“介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直し”を行うことが具体化します。なお、これについては、平成30年の介護保険・障害報酬改定において「共生型サービス」の創設に伴う指定基準や報酬についての必要な対応を行うこととしています。

そのほか、平成29年2月7日に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部により決定した「地域共生社会」の実現に向けて当面の改革工程が示されました。改革工程では、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用の4つの柱を掲げています。

上記の厚生労働省からの説明の後、委員から以下の意見が述べられました。

【以下、協議・質疑の内容（主なもの）／事務局による整理】

- 『地域共生社会の実現に向けた取組の推進等』の中の「高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける」の一文について、このことは、社会保障審議会障害者部会報告書

の中でもその方向性が提起されたものであり、共生型サービスが創設されること自体には異論はないが、その人のニーズや状態を鑑み、一律に介護保険や、新設の共生型サービスへの移行が求められるといったことがないよう、運用面での丁寧な対応が必要であることは強調したい。

⇒〔厚生労働省〕 これまでも介護保険優先という制度の仕組みのなかで、介護保険で対応しきれない部分については障害福祉サービスでカバーしてきた。この点については、今後も機会を見つけ自治体に周知していく。

- 同様に部会報告書で提起されたこととして、介護保険サービス利用に移った際の利用者負担の課題がある。平成30年4月に施行される改正障害者総合支援法の中で、高齢障害者に対して介護保険サービスの利用者負担が軽減される仕組みを設けることとされている。勿論その方向性に異論はないが、これについてはどのような進め方で議論がされるのか。どこで我々は意見を述べる機会が与えられるのか。

● 利用者負担の軽減の問題は、その対象の設定の仕方によっては、その人にあったサービスを提供するといった視点ではなく、どのサービスを利用すれば高齢になった時に有利か不利かという損得勘定になりかねない問題もはらんでいる。先月開催された「全国厚生労働関係部局長会議」の中では、今年の夏頃から議論を開始と資料にあったが、そうした現場の不安も踏まえた論点がきちんと示されるのかという不安があるため、確認をお願いしたい。

⇒〔厚生労働省〕 介護保険に移行した場合の利用者負担の軽減は、平成30年4月施行に向けた政省令の作業において、障害者部会にも報告し議論をしていきたい。

- 「新たな共生型サービス」について、すでに障害者サービスと高齢者のサービスの双方を実施している事業所があるにもかかわらず、なぜ共生型サービス事業所を作るのか。

⇒〔厚生労働省〕 現状でも、例えば、障害福祉サービスと介護保険サービスの関係において、介護保険サービス事業所において、障害児者にサービスを行った場合、基準該当という仕組みがある。この基準該当においては、障害支援区分を反映した報酬体系になっていない、報酬上の加算が取得できないなどの課題が指摘されてきた。

今回は基準該当サービスをふまえ、新たに共生型サービスを位置付け、介護保険事業所と障害福祉サービス事業所の双方の指定を取りやすくする仕組みを整え、介護保険、障害福祉サービスの両方を提供する事業所を、可能な限り「共生型サービス事業所」として、通常の指定に準じた報酬の取り扱いも出来ることを検討していきたい。

- 将来的には、障害サービスは高齢者サービスに統合する議論になっていくことは不本意である。しっかりとそうではないと言っていたきたい。
- 共生型サービスにより介護保険優先が懸念している。共生型サービスに障害福祉サービスが吸収されるのではなく、障害の対応やニーズに応じたきめ細やかな対応をお願いしたい。

(2) 障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直しについて

「障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直し」について、第5回障害者総合支援法対象疾病検討会において、第3次拡大分の対象疾病の検討が行われ、対象疾病を拡大する方針が取りまとめられた旨、厚生労働省・朝川企画課長より説明がありました。

主な説明の内容は以下のとおりです。

(資料より一部抜粋/下線箇所事務局追記)

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。
 - その後、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、平成27年1月に151疾病に拡大、平成27年7月に332疾病に拡大した。
 - 指定難病の検討状況等を踏まえ、本年2月13日に開催した第5回障害者総合支援法対象疾病検討会において、第3次拡大分の対象疾病の検討を行い、332疾病から 358疾病に拡大する方針が取りまとめられた。
- ※ 障害者総合支援法独自に拡大している対象疾病は、No.144「四肢形成不全」とNo.220「多発性軟骨性外骨腫症」

上記内容については、すでにパブリックコメントが終了しており(2月14日～2月27日の期間で実施済)、今後パブリックコメントをふまえ告示を改正し、本年4月より施行される予定です。

上記の厚生労働省からの説明の後、委員から以下の意見が述べられました。

- 以前、障害者部会でもお願いしたが、難病患者が障害福祉サービスを利用出来るよう市町村への、周知徹底をお願いいただきたい。あわせて、市町村の広報等をとおして、対象者のみならず、一般の方に対しても周知を図っていただきたい。
⇒〔厚生労働省〕難病患者が障害福祉サービスの対象となることについて、利用者に伝えることが必要であると認識している。難病の方は医療費助成を申請することが前提にあるので、そちらサイドにも難病疾病の対象範囲が拡大していくことについて周知していく。そして、障害者福祉サイドに対しては、厚生労働省より自治体宛に通知を發出していく。
- 障害者総合支援法において、指定難病の拡大については、非常に評価している。ただ、検討の俎上にのっているのが220疾病に限られていることについては課題があると感じている。
- 難病法の成立時の附帯決議において、「障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲については、難病対策における指定難病の拡大を踏まえつつ、社会的支援の必要性等の観点から幅広く判断すること。」と明記されているので、一定の検討の時には付帯決議の内容をふまえ、検討いただきたい。
⇒〔厚生労働省〕これまでの考え方としては、指定難病の検討となった疾病を検討していく。医学的データが整ったもので判断していくという観点からそのような検討を実施している。意見もふまえ、今後、検討を進めていきたい。
- 障害者総合支援法の対象疾病の要件において、指定難病の5つの要件のうち、要件としない項目が2つあるので、是非、小児がん、希少がん等についても、検討の俎上にあげていただきたい。
⇒〔厚生労働省〕難病の要件の基本的な考えについては、指定難病において「他の体制が樹立していないものを対象とする」としており、その基本的な考え方を障害者総合支援法にも引用しているので、小児がん、希少がん等を対象としていない。

- 初回の障害者総合支援法対象疾病検討会では、患者団体や患者本人を参考人としていたこともあるので、検討会に入れていただきたい。
⇒〔厚生労働省〕患者団体や当事者の意見を踏まえる場については、どのような方法で患者の方から意見を伺うことができるかについて検討していく。

(3) これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の報告書について

平成29年2月8日に取りまとめられた標記検討会「報告書」について、厚生労働省田原精神障害保健課長より説明がありました。

本報告書は、昨年1月に発足された検討会において、新たな医療計画等の策定に向けた精神・保健医療のあり方及び精神保健福祉法の3年後見直し規定の検討事項について議論するとともに、措置入院後の医療等の継続的な支援のあり方や、精神・保健指定医の指定のあり方等が検討され、今後の取組について、取りまとめられています。

また、次期医療計画・障害福祉計画等の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を図っていくべきと明記され、本部会においても、各委員会から、しっかりとした財源確保のうえ、実行性のあるものとしていただきたい等の意見が述べられました。

なお、同報告書の内容については、P.1にて紹介した「障連協セミナー」にて当該検討会座長の樋口輝彦氏より説明いただける機会がございます。ご参加ください（参加受付中）。

冒頭にも記載のとおり、障害者部会終了後、報告書に基づいた「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」が、2月28日に閣議決定され、今通常国会に提出されました。

同法案は、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備、精神保健指定医制度の見直し、医療保護入院の入院手続きの見直し等が盛り込まれていますが、相模原市の障害者支援施設の事件を受けての対策も含むという側面もあり、改正の趣旨としては以下の内容が掲げられています。

【改正の趣旨】（※法案概要より）

相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う。

- 医療の役割を明確にすること — 医療の役割は、治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。
- 精神疾患の患者に対する医療の充実を図ること — 措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。
- 精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止 — 指定医に関する制度の見直しを行う。

法案概要（抜粋）を以下に掲載していますので、ご参照ください。なお、施行日については「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日」とされていますが、第84回障害者部会における同法案の説明の中では、「早くても平成30年4月以降の施行予定」との説明がありました。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要

改正の概要

改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化

国及び地方公共団体の義務として、精神障害者に対する医療は病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮すべきことを明記する。

2. 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備

措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けられることができるよう、以下のような退院後支援の仕組みを整備する。

- (1) 措置を行った都道府県・政令市が、患者の措置入院中から、通院先の医療機関等と協議の上、退院後支援計画を作成することとする。(患者の帰住先の保健所設置自治体が別にある場合は、当該自治体と共同して作成)
- (2) 退院後は、患者の帰住先の保健所設置自治体が、退院後支援計画に基づき相談指導を行うこととする。
- (3) 退院後支援計画の対象者が計画の期間中に他の自治体に居住地を移転した場合、移転元の自治体から移転先の自治体に対して、退院後支援計画の内容等を通知することとする。
- (4) 措置入院先病院は、患者等からの退院後の生活環境の相談に応じる「退院後生活環境相談員」を選任することとする。

3. 精神障害者支援地域協議会の設置

保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、精神障害者支援地域協議会を設置し、(1) 精神科医療の役割も含め、精神障害者の支援体制に関して関係行政機関等と協議するとともに、(2) 退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整を行う。

4. 精神保健指定医制度の見直し

指定医の指定の不正取得の再発防止を図り、その資質を担保するため、指定医の指定・更新要件の見直しや、申請者が精神科医療の実務を行うに当たり指導する指導医の役割の明確化等を行う。

5. 医療保護入院の入院手続等の見直し

患者の家族等がない場合等に加え、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切な医療の提供を確保する。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（1. については公布の日）(予定)

[厚生労働省 HP] ホーム>所管の法令等>国会提出法案>第193回国会(常会)提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(平成29年2月28日提出)の箇所をご参照ください。

(4) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第7次地方分権一括法案)について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」について、本障害者部会にて資料配布がありました。同法案は本部会終了後の3月3日に閣議決定され、第193回国会に提出されました。

同法案について、障害福祉に関係することとしては、①指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理と、それに係る立入検査等の事務・権限が、これまでの都道府県から中核市へ移譲されること、②指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理と、それに係る立入検査等の事務・権限が、これまでの都道府県から中核市へ移譲されること(事業指定とそれに係る立入検査の権限はすでに中核市に移譲されています)の2点です。いずれも施行は平成31年4月1日です。詳細は以下の法律案概要(抜粋)をご参照ください。

なお、同法案の提出は、平成28年12月20日に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の提案内容が盛り込まれたもの)の中で、①“法律改正事項”とされたものは一括法案等を第193回国会に提出、②“現行規定で対応可能”とされたものは通知等により明確化、③“引き続き検討”とされたものは適切にフォローアップを行い地方分権改革有識者会議に報告、と整理したことによる①の対応となります。

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
(第7次地方分権一括法案)の概要〔抜粋〕**

改正内容

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(4法律)

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲(児童福祉法)
… 指定に係る事業所が一の中核市に所在する指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を、中核市へ移譲することにより、これら事業者に対する中核市による一体的な指導・監督の実施に資する。(施行日：平成31年4月1日)

権限	都道府県	中核市
指定、立入検査等	○ →	※
業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等	○ →	

※「指定、立入検査等」は政令改正により移譲予定。

- ・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

… 指定に係る事業所等が一の中核市に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を、中核市へ移譲することにより、これら事業者等に対する中核市による一体的な指導・監督の実施に資する。(施行日：平成31年4月1日)

権限	都道府県	中核市
指定、立入検査等		○
業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等	○ →	→

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（6法律） <略>

施行期日

- (1) 直ちに施行できるもの→公布の日
- (2) (1) に依り難い場合→ (1) 以外の個別に定める日

[内閣府 HP] ホーム>組織・制度>国会提出法案>第193回 通常国会

<http://www.cao.go.jp/houan/193/index.htm>

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の箇所をご参照ください。

第84回部会の詳細は以下の URL よりご参照ください。

[厚生労働省 HP] ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

[厚生労働省 HP] ホーム>報道・広報>報道発表資料>2017年2月>

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を取りまとめました

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>

3. 厚生労働省「主管課長会議」が開催される

～障害保健福祉関係（3月8日）、社会・援護局関係（3月2日）～

厚生労働省では、都道府県、指定都市、中核市の福祉関係部局の担当者等を対象に、3月2日（木）に、厚生労働省「社会・援護局主管課長会議」、3月8日（水）に「障害保健福祉関係主管課長会議」を開催しました。平成29年度予算案を踏まえ、この間の障害福祉施策に関する議論の報告と4月から施行が予定されている各種施策の説明がありました。

障害保健福祉関係主管課長会議

3月8日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議における、説明事項は、以下のとおりです。

<説明事項一覧>

※下線部のみ、詳細を報告をします。

企画課／企画課監査指導室

【企画課】

1. 平成 29 年度障害保健福祉部予算案について
2. 第 5 期障害福祉計画に係る基本指針について
3. 改正障害者総合支援法の施行について
4. 平成 28 年の地方からの提案に関する対応方針について
5. 障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について
6. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について
7. 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて
8. 身体障害者手帳制度について
9. 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて
10. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて
11. 特別児童扶養手当等について
12. 特別障害給付金制度の周知について
13. 心身障害者扶養保険事業について

【企画課監査指導室】

1. 平成 29 年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について
2. 平成 29 年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

企画課自立支援振興室

1. 地域生活支援事業等の円滑な実施等について
2. 意思疎通支援について
3. 障害者の社会参加の促進について

企画課施設管理室

1. 国立障害者リハビリテーションセンター等について
2. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

障害福祉課／地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室

【障害福祉課】

1. 障害福祉関係施設等の整備について
2. 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について
3. 地域生活支援拠点等の整備促進について
4. 強度行動障害を有する者等に対する支援について
5. 平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定について
6. 平成 29 年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について
7. 障害福祉サービス等情報公表制度について
8. 訪問系サービスについて
9. 障害者の就労支援の推進等について

10. 障害者優先調達推進法について

【地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室】

11. 相談支援の充実等について

12. 障害者の地域生活への移行等について

13. 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

14. 発達障害支援施策の推進について

15. 障害児支援について

精神・障害保健課／心の健康支援室／医療観察法医療体制整備推進室

【精神・障害保健課】

1. 精神保健福祉法の見直しについて

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

3. 精神科救急医療体制の整備について

4. 自立支援医療について

5. 障害支援区分の認定について

【心の健康支援室】

5. 依存症対策について

6. てんかん対策等について

7. 精神保健福祉手帳について

8. 自殺・うつ対策の推進について

9. 災害時等の心のケア対策について

10. 性同一性障害の相談窓口について

【医療観察法医療体制整備推進室】

11. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

【公認心理士制度推進室】

12. 公認心理師法について

※ その他、文部科学省、農林水産省、国土交通省の他省庁の関連施策の説明あり

各課からの説明に先立ち、厚生労働省社会・援護局 堀江障害保健福祉部長より、以下のとおり挨拶がありました。

- 第5期障害福祉計画、はじめての障害児福祉計画の基本指針を今月末にはとりまとめ、公表する。
- 地域生活支援事業は一括メニューの予算であったが、交付率が30%程度にとどまる状況にあることから、発達障害者支援や医療的ケア児支援等の高い政策目標のある事項の一層の促進をしていただきたく、地域生活支援促進事業として特別枠に位置づけ、50%の交付率を確保できることになった。要求額よりも多く認められており、積極的に活用いただきたい。
- 地域生活支援拠点は、全国で整備が20か所程度に留まっている。優良事例集を作成するなど、その整備を進めていきたい。

- 基幹相談支援センターは設置自治体が3割程度に留まっている。新たな障害福祉計画では、都道府県には未設置自治体への働きかけをしていただくことになっている。地域生活促進事業も活用いただきながら進めていただきたい。
- 医療的ケア児の支援は、地域での協議の場の整備、重症心身障害児支援を行うコーディネーターの配置を進めていただきたい。
- 施設整備は、今年度2次補正で118億、平成29年度予算で71億計上しており、同予算を活用して基盤整備を進めていただきたい。
- 2月28日に改正精神保健福祉法を国会に提出した。相模原市の障害者支援施設での事件、精神保健指定医の不正指定の問題、医療保護入院の家族同意の課題への対応を整理したものである。同改正法にもつながった「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書では、精神障害にも対応した地域包括ケアの推進をうたっているが、平成30年度には障害、介護、医療と様々な計画が始まるので、そこで推進をしていきたい。

上記「主な説明事項」のうち、9つの事項について、主要な説明内容をご報告します。

(1) 平成29年度障害保健福祉部予算案について

昨年12月22日に閣議決定され、第193回国会で審議されている平成29年度予算案については、障害保健福祉部全体で1兆7,486億円を計上、対前年度比で1,141億円増であること、その内の障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費は1兆2,231億円であり、障害福祉人材の処遇改善(120億円)の予算を盛り込んでいることから、対前年度比で1,072億円増となっていることの説明がありました。

(2) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

昨年の10月以降に計3回開催された社会保障審議会障害者部会で協議された第5期(期間は平成30~32年度)の障害福祉計画の基本指針については、パブリックコメントが終了しており(2月2日~3月4日の期間で実施済)、3月最終週には基本指針を告示すると説明がありました。基本指針の見直しのポイント、成果目標の概要については下表をご参照ください。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて	
1. 基本指針について <ul style="list-style-type: none"> ● 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。 ● 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30~32年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 ・ 就労定着に向けた支援 ・ 地域共生社会の実現に向けた取組 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 発達障害者支援の一層の充実 	
3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)	
① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上 ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減 ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定 	④ 福祉施設から一般就労への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍 ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増 ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上 ※ 実績を踏まえた目標設定 ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置 ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人~15.7万人に(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人~2.8万人減) ・ 退院率: 入院後3か月 69%、入院後6か月84%、入院後1年90%(H27年時点の上位10%の都道府県の水準) 	⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)
③ 地域生活支援拠点等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 	
4. その他の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援 ・ 難病患者への一層の周知 ・ 障害者の芸術文化活動支援 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等 	

(3) 改正障害者総合支援法の施行について

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法の施行に向けては、朝川企画課長より「第5期障害福祉計画に障害者総合支援法の改正部分に係る内容もあり、3月最終週には基本指針を告示する予定である。それ以外に法施行までに実施しなくてはいけないこととしては、関係政省令の改正、改正事項に係る部分の報酬改定の2つがある。関係政省令の改正については、資料にある通り今年夏頃までには行う。早めに公布をして準備をいただけるようにしたい。報酬改定については予算編成が決まらなると決定できないため、年が明けてからになることをご理解いただきたい」との説明がありました。

関係政省令の改正については、①新しく創設されるサービス（自立生活援助、就労定着支援等）に係る支援の対象者、内容、期間、②介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額、③情報公表制度関係（公表する情報など）の3つが上げられています。

なお、同事項に関連して内山障害福祉課長からは、障害福祉課所管事業の説明に入る前に、「平成30年4月が1つのポイントとなる。改正障害者総合支援法、次期障害福祉サービス等報酬改定、第5期障害福祉計画、共生型サービスが創設される改正介護保険法、いずれも平成30年4月施行（実施）のものであり、それらの準備に関する事務が発生することになる。着実な準備をお願いしたい」との依頼がありました。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、国や地方自治体、民間事業者に対しては、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。^(※)

なお、合理的配慮の好事例として、以下の内容の紹介がありました。

障害者からの申し出に対して「合理的配慮」を行った好事例	
●障害者からの配慮申出	●解決した内容
病院において、外来に受診した重症心身障児の親から、長時間、車椅子に座ることが困難であるため、何か配慮してもらいたいとの要望があった。	使用予定のない診察室のベッドを使用して待つていただくこととした。
障害者支援施設において、肢体不自由者から、出来るだけ自分の力で排泄を行えるよう、トイレに既存の手すり新たに手すりを追加してほしいとの要望があった。	本人と話し合いを行い、手すりを追加するのではなく、踏み台を作成することで本人にとって手すりを使いやすい高さにできるようにした。結果、トイレ介助時、今まで職員2名による介助が必要だったが、職員1名による介助で行えるようになった。
就労支援事業所において、発達障害者から、作業中、 ①人の話し声で頭が痛くなるため、イヤフォンをしたい ②自分の後ろを人が通ると驚いてしまうため、配慮してほしいとの要望があった。	本人や発達障害者支援センターを交えて話し合いを行い、 ①イヤフォンの使用を認め、 ②座席を人通りの少ない場所にし、背後を人が通れないよう、柵の位置を移動することとした。
事業所において、知的障害・発達障害者から、言葉に出して意思表示することが難しいため、ジェスチャーやメモ等でのやりとりを行いたいとの要望があった。	事業者と本人がやりとりをする際にジョブコーチが間に入るようにし、また、本人が意思表示しやすくなるよう少人数の作業場に配置することとした。結果、本人がジェスチャーやメモで報告や連絡を行うことに周囲の理解を得ることができ、コミュニケーションをうまく図ることができるようになった。

(※)

合理的配慮の提供については、民間事業者は法定義務ではなく努力義務です。しかし、雇用分野については、障害者雇用促進法において、民間事業者でも法定義務となっています。

国においては、合理的配慮事例の取組状況の収集を行っており、各自治体においても合理的配慮の提供に一層努めていただきたいとの依頼がありました。

(5) 地域生活支援事業等の円滑な推実施等について

会議の開会にあたっての堀江障害保健福祉部長の挨拶の中でも、「地域生活支援事業は一括メニューの予算であったが、補助率が 30%程度にとどまる状況にあることから、発達障害者支援や医療的ケア児支援等の高い政策目標のある事項の一層の促進をしていただきたく、地域生活支援促進事業として特別枠に位置づけ、50%の補助率を確保できることになった。積極的に活用いただきたい」との依頼がありました。

平成 29 年度より、①国として促進すべき事業については「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業の実施を図る。②地域生活支援事業についても、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業（発達障害者支援体制整備事業、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業）を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている、との説明がありました。

(6) 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

相模原市の障害者支援施設の事件を受け、防犯に係る安全確保についての通知（「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」）が昨年 9 月 15 日に発出されています。現在、社会福祉推進事業で防犯・安全対策の取組状況調査を実施しており、報告書を取りまとめ次第公表する予定であるため、取組推進にあたっての参考にしていただきたいとの説明がありました。

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、内山障害福祉課長より「障害福祉サービスの質の向上の取組を進めていきたい。第三者評価は質の向上の取組を進める上での大きなツールになるもの」との発言がありました。平成 29 年 2 月に改正された障害者・児施設に係る内容評価基準を踏まえ、評価基準の見直し、評価調査者への研修について努めていただきたいとの依頼がありました。

(7) 障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等の情報公表制度については、改正障害者総合支援法により平成 30 年 4 月より実施されますが、事業所情報の公表方法については、福祉医療機構が運営する WAMNET の「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより運用することとしている旨の説明がありました。

(8) 相談支援の充実等について

平成 28 年 12 月時点のサービス等利用計画の作成割合は、計画相談支援は 97.1%、障害児相談支援は 99.1%とほぼ完全実施されている状況にあります。しかし、障害児相談支援はセルフプランの占める割合が約 3 割と比較的高く、適切なサービス利用に向けたきめ細やかな継続的支援が提供されない恐れがあることから、保護者等に相談支援事業者の活用を促すとともに、相談支援体制の充実を促すよう依頼がありました。

基幹相談支援センターについては、平成 28 年 4 月時点での設置市町村割合は 27%にとどまります。第 5 期障害福祉計画の基本指針において基幹相談支援センターの設置促進に関する記述を追加することとしていることから、都道府県は市町村に対しセンター設置に向けた積極的な働きかけをいただきたいとの依頼がありました。

相談支援の質の向上については、平成 28 年に開催された「相談支援の質の向上に向けた検

討会」における議論のとりまとめを活用し、相談支援専門員の資質向上、相談支援体制の整備に向けた取組を進めてほしいとの依頼がありました。

(9) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

平成27年度の施設従事者等による虐待は前年度比で増加傾向(311件→339件)にあることに加え、相談・通報件数が大きく増加(1,746件→2,160件)していることを受け、適切に虐待通報を行った職員が不利益な取り扱いを受けることがないように、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対して研修受講の徹底を図る旨の依頼がありました。加えて、平成28年度内に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」「障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正(前文に共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する記述を追加、成年後見制度利用促進基本計画に関する記述を追加)をすとの説明がありました。

障害者の意思決定支援の在り方については、平成27年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書では、「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた『意思決定支援ガイドライン(仮称)』を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき」との内容が盛り込まれていたところです。平成28年度中に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」がとりまとめられる予定であり、指定事業者及び指定相談支援事業者に対する周知と、研修等の機会を通じた普及についての依頼がありました。

詳細及び配布資料については、以下のURLにてご確認ください。

[厚生労働省 HP] ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉
>障害保健福祉関係会議資料

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/kaigi_shiryou/

社会・援護局主管課長会議

3月2日の社会・援護局主管課長会議において、冒頭、厚生労働省・定塚 社会・援護局長より、重点事項として以下の3点について説明がありました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会

- 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられ、厚生労働省においては、昨年7月に省をあげて広く横断的に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、検討している。
- 社会・援護局においては、地域力強化のための検討会という形で秋から検討を始めた。12月の中間とりまとめを踏まえ、本通常国会に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を、介護保険法の改正、社会福祉法の一部改正という形で提出した。

- 法改正のポイントとしては、①「我が事・丸ごと」地域づくりのための包括的な支援体制づくりを各市町村の役割として位置づけ、②地域福祉計画を福祉の各分野の共通事項を記載した上位の計画と位置づけ、福祉計画の策定の自治体への努力義務化とするため、福祉部局のみならず、他部局とも連携しながら取り組みを進めていただきたい。
- 平成29年度予算案として、法律に先行しモデル事業費として20億円を新規計上している。100か所の自治体で実施できる規模を確保した。積極的に活用願いたい。

社会福祉法人制度改革

- 改正社会福祉法が平成29年4月からの本格施行される。
- 社会福祉法人制度改革は、内部留保等の懸念を払拭し、社会福祉法人が地域福祉の中核的な担い手として引き続き活躍できるよう、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図るものである。
- マスコミや規制改革会議等からも注視されているため、各法人において改革が確実に実施されるよう、所轄庁から指導・支援していただきたい。

福祉・介護人材確保対策

- 近年重要な課題となっており、介護離職ゼロの目標を掲げ、人材確保のための様々なメニューや財源を確保しているため、積極的にご活用願いたい。
- 臨時国会において、技能実習法（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」、介護福祉士の国家資格を取得した留学生に在留資格を付与するUターン法（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律）が成立している。今後、技能実習法の施行と同時に、技能実習制度の対象職種に介護職種を追加することとしており、その施行に向け、必要な準備を行っている。
- 介護人材の確保については、国内人材が基本であり、外国人の介護人材の受け入れは、人手不足対策という観点から行っているものではなく、それぞれの制度趣旨に沿って行うものである。

その後、各課より関連施策の状況等について、説明がありました。

(1) 社会福祉法の一部改正について

地域力強化検討会の中間とりまとめを踏まえ、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけるために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中に社会福祉法の一部改正を盛り込み、第193回国会に提出されています（障害福祉関係ニュース346号参照）。

法律案のポイントは、「地域福祉計画を高年齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づける」ことです（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）。また、地域力強化検討会では、今度、地域福祉計画等のガイドラインの見直しのための検討を行うこととしています。

(2) 社会福祉法人制度の見直しについて

定款変更については、石垣福祉基盤課長より「社会福祉法人の3割が未申請であり、そのような法人に対しては各都道府県として直接連絡を取り、申請を促すようお願いしたい」との依頼がありました。

社会福祉充実残額については、来年度以降、所轄庁においては、当該計画の承認並びに当該計画の変更に係る承認及び届出の受理に係る事務処理を行わなければならないこととなるので、所轄庁におかれては、これらの新たな事務処理に遺漏のないよう、「庁内における文書決裁処理に係る規程等の整備」、「庁内における新たな人員配置を含めた事務処理体制の構築」、「管内における地域協議会の立ち上げ支援」等について、必要な準備を行っていただきたいとの依頼がありました。

(3) 社会福祉施設等の被災状況の把握等

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都道府県においてこれらの情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をするよう依頼されてきたところですが、各都道府県等において、各施設種別を所管する部局間の連絡調整や被災情報の集約を行う「取りまとめ部局」を明確化するよう依頼がありました。

(4) 災害福祉広域支援ネットワークについて

災害時において、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し、必要な支援を機動的、能動的に行うため、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進されるよう、平成26年度に「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を創設し、都道府県におけるネットワークづくりのための取組に対する支援が行われています。

現在、本事業の活用などにより、具体的な災害福祉支援ネットワークを構築済みの自治体は、13自治体（平成28年6月現在。自治体独自の取組を含む。）となっており、未だ多数の自治体において具体的なネットワークの構築に至っていない状況が報告されました。

(5) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）が発出されたところであり、各自治体においては、管内社会福祉施設等に対する周知等に御協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組の推進をお願いしたいとの説明がありました。

詳細及び配布資料については、以下のURLにてご確認ください。

[厚生労働省 HP] [ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#)

> [社会・援護局（社会）が実施する検討会等](#) > [社会・援護局関係主管課長会議](#)

> [社会・援護局関係主管課長会議資料](#)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html>

4. 内閣府「障害者政策委員会」(第32回)が開催される ～障害者基本計画(第4次)の骨格案について示される～

内閣府は、障害者政策委員会(委員長:石川 准 静岡県立大学教授/以下、「政策委員会」)(第32回)を2月24日(月)に開催しました。

今回の政策委員会では、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等の報告、障害者基本計画(第4次)骨格案に関する協議が行われました。

(1) 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等

昨年4月1日より施行された障害者差別解消法第17条第1項の規定により、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関」)は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」)を組織することができることとされています。

地方公共団体における地域協議会の設置状況は、下表のとおりであり、自治体規模が小さくなるにつれ、設置状況が低い結果でありました。

地方公共団体における地域協議会の設置状況(総括表)

平成28年10月1日時点							
	設置済み	設置予定			設置せず	未定	合計
		計	今年度	来年度以降			
都道府県	37	10	10	0	0	0	47
	78.7%	21.3%	21.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
指定都市	16	2	2	0	0	2	20
	80.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	100.0%
東京特別区 中核市 県庁所在地 (指定都市を除く)	42	24	12	12	1	14	81
	51.9%	29.6%	14.8%	14.8%	1.2%	17.3%	100.0%
一般市	242	231	109	122	18	221	712
	34.0%	32.4%	15.3%	17.1%	2.5%	31.0%	100.0%
町村	207	216	92	124	20	485	928
	22.3%	23.3%	9.9%	13.4%	2.2%	52.3%	100.0%
合計	544	483	225	258	39	722	1,788
	30.4%	27.0%	12.6%	14.4%	2.2%	40.4%	100.0%

※ 設置済みの区分には、他法令に基づく機関に障害者差別解消支援地域協議会と同様の機能を付加している場合など、事実上設置済みのものを含む。

また、上表の「設置済み」と回答した団体を対象に、地域協議会の組織形態に関する調査を実施した結果、都道府県・指定都市では、「差別解消法に基づく地域協議会の位置付けのみ」が半数を超え（都道府県 51%。政令指定都市 56%）、中核市・一般市・町村では、「障害者総合支援法の協議会を兼ねる」が半数を超える結果（中核市 50%、一般市 67%、町村 62%）でありました。

そのほか、地域協議会の構成員に占める障害当事者本人の割合や構成員に占める女性の割合において、0%と回答した都道府県もあり、委員からは、「地域協議会の構成員に占める女性の割合という部分で、0%が都道府県で7件あるという実態に驚いている。地方公共団体に実施した障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等にあたり、工夫した点と課題に関するアンケート結果によると、アンケートのとりまとめ結果が欲しいとの要望もあがっているので、先ほど申しあげた課題となる事項も含めて、早期に通知していただきたい」との意見が出されました。

（２）障害者基本計画（第４次）の骨格案

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。平成30年度から平成34年度までを対象期間とする第4次障害者基本計画の策定にあたり、第4次障害者基本計画の骨格案に関する協議がなされました。今般、示された骨格案に対して、多くの委員から意見が出されたため、事務局（内閣府）にて修正のうえ、次回委員会で再度、骨格案が示される予定です。下表は骨格案の目次案です。

障害者基本計画(第4次) 目次案

平成29年2月24日

はじめに

I 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け
2. 対象期間
3. 構成
4. 障害者権利条約との関係
 - (1)障害者権利条約の概要
 - (2)障害者権利条約の基本的な考え方
 - (3)障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

II 基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本原則
3. 各分野に共通する横断的視点
 - (1)障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - (2)社会全体におけるアクセシビリティの向上
 - (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4)障害特性に配慮したきめ細かい支援

- (5)障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6)PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進
 - ①計画(Plan)
 - ②実行(Do)
 - ③評価(Check)・改善(Act)

4. 施策の円滑な推進

- (1)連携・協力の確保
- (2)理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
 - ①重点的に理解促進等を図る事項
 - ②理解促進等に当たり配慮する事項

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 生活環境の整備

- (1)障害者に配慮した住宅の確保
- (2)障害者が移動しやすい環境の整備等
- (3)障害者が利用しやすい施設、製品等の普及促進
- (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2)障害者に配慮した情報提供の充実等
- (3)障害者の意思疎通支援の充実
- (4)行政情報のバリアフリー化の推進

3. 安全・安心の実現

- (1)障害者の防災対策の推進
- (2)障害者に配慮した復興の推進
- (3)障害者の防犯対策の推進
- (4)消費者としての障害者の保護

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1)障害者の権利擁護の推進、虐待の防止
- (2)障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1)意思決定支援の推進
- (2)障害者向け相談支援体制の構築
- (3)障害者向け在宅サービス等の充実
- (4)障害のある子供に対する支援の充実
- (5)障害福祉サービスの質の向上等
- (6)福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7)障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1)精神保健・医療の適切な提供等
- (2)障害者の保健・医療の充実等

(3)障害者の保健・医療の向上に資する研究開発等の推進

(4)保健・医療を支える人材の育成・確保

(5)障害の原因となる難病等に関する施策の推進

(6)障害の原因となる疾病の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

(1)司法手続等における障害者への配慮等

(2)選挙等における障害者への配慮等

(3)行政機関等における障害者への配慮及び障害者理解の促進等

(4)国家資格に関する障害者への配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)障害者の総合的な就労支援

(2)障害者の経済的自立の支援

(3)障害者雇用の促進

(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

(5)福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進

(2)障害のある子供の教育環境の整備

(3)高等教育における障害者支援の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1)障害者の文化芸術活動、余暇・レクリエーションの振興

(2)障害者スポーツの振興、パラリンピックに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

(1)国際社会に向けた情報発信の推進等

(2)国際的枠組みとの連携の推進

(3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等

(4)障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

詳細及び配布資料は以下の URL よりご参照ください。

[内閣府 HP] ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく
>推進体制>障害者政策委員会>第32回障害者政策委員会 議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/

全社協高年・障害福祉部 山崎、柏田、鳥澤行 FAX03-3581-2428

＜ 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会 ＞

平成28年度 第2回 障連協セミナー

(開催日：平成29年3月28日(火))

参加申込書

※下記必要事項にご記入又は○印をお付け下さい

申込日 月 日

団体名				
ふりがな	役職名	情報保障	備考	
参加者氏名				
		① 手話通訳 ()		
		② 要約筆記 ()		
		③ 磁気テープ ()		
		④ 点訳資料 ()		
		① 手話通訳 ()		
		② 要約筆記 ()		
		③ 磁気テープ ()		
		④ 点訳資料 ()		
		① 手話通訳 ()		
		② 要約筆記 ()		
		③ 磁気テープ ()		
		④ 点訳資料 ()		
◎お申込み内容等に関するお問い合わせについて				
ご担当者：		TEL：		

※ 参加費 1,000 円は、当日、受付にてお支払いください。

※ 「参加申込書」にご記入いただいた個人情報につきましては、障害関係団体連絡協議会事務局において利用いたします。個人情報は、参加申込受付等セミナーの運営に必要な範囲内で使用いたします。

お申込締切日 平成29年3月24日(金) 必着

